

新型コロナウイルス感染症
第28回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年1月12日

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和3年1月7日発令の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について
- (2) 令和3年1月7日発令の緊急事態宣言を踏まえた各部における対処案について
 - 地域振興部
 - 土木部
 - 教育振興部
 - 子ども未来部
 - 健康福祉部

3 閉 会

令和3年1月7日発令の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

1 現状の捉え方

区では、令和2年5月25日の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の解除以降、国や東京都の方針を踏まえながら、徐々に業務・イベントの緩和を進めてきた。しかし、令和2年12月以降、東京都内の新規陽性者数が激増したこと等から、令和3年1月7日に再び緊急事態宣言が発令されるに至った。

今回の緊急事態宣言では、「徹底した不要不急の外出の自粛」を前面に打ち出した令和2年4～5月の緊急事態宣言と異なり、社会経済活動を幅広く止めずに、感染リスクが高く、感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針が示されたことから、区としても前回とは異なる対応を検討する必要がある。

また、前回の緊急事態宣言時と同様、国や東京都では拡大防止策として在宅勤務・テレワークを推進・推奨している。

2 基本的な考え方

区としては、会食などの感染リスクの高い行動や三密（密閉・密集・密接）の回避は当然のこと、不要不急の人との接触の低減に努めながらも、社会機能を維持するために必要な業務については感染防止策を徹底しながら継続することが必要である。

その一方で、区には、行政機関として区民生活の維持のため必要な業務を継続していくとともに、4千人以上の職員をかかえる団体として、職員が家から外出することで生じる新型コロナウイルス感染拡大のリスクを抑える取り組みも求められている。そこで、区においては、可能な限り在宅勤務の推進等に取り組むこととする。

なお、東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・中止の基本方針については、以下のとおり、危機管理対策本部で示すこととするが、各業務・催し物等の目的と照らし、詳細な内容等については各部において精査し決定する。

なお、縮小・延期・休止を行った業務等については、緊急事態宣言解除後、国・東京都の方針を踏まえ、徐々に緩和を進めていくこととする。

＜在宅勤務の実施にあたっての留意点・例＞

- ・職員の在宅勤務等を推進することで、対応窓口の減少を招き、待合場所でお客様の密集状況を引き起こす等業務に支障をきたすことのないよう配慮する。

＜併せて行う対応方針＞

- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤を継続して行う。
- ・区民に対しては、不急な要件等での来庁の自粛を要請するとともに、区側においては、申請・届出期限等の延伸、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。
- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。

＜東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針＞

- ・夜8時以降の区施設の貸し出し、催物の開催は行わないこととする。
- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センターにおいては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、放課後子供教室については、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・図書館、博物館等においては、三密と来場者同士の会話の回避等を含む感染拡大防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、まずはオンライン形式による開催を検討する。オンライン形式による開催が困難な場合は、参加者の徹底したソーシャルディスタンスの確保や大きな声を出さないよう運営を行うこととする。これら条件が満たせない場合は、延期・中止とする。
- ・区施設において会食を伴う利用に対して施設の貸し出し等は行わない。

＜基本的な感染予防策の徹底＞

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、危機管理対策本部において決定した「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策」の取り組みを改めて確認し、徹底する。

3 その他

この考え方については、1月12日より適用する。ただし、国においては、既に販売しているチケット等についてはキャンセル不要との方針を示していること等を踏まえ、縮小・延期・休止が困難なイベント等への施設の貸し出しについては、特例的な取り扱いを可能とする。

緊急事態宣言発出に伴う区民施設等の対応方針について

1 要 旨

令和3年1月7日（木）午後に発出された緊急事態宣言に伴い、新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条第1項に基づき、同年1月8日から2月7日まで、20時以降の不要不急の外出自粛について東京都知事から協力要請があったため、区民施設等における以下の対応方針について報告し、了承を求めるものである。

2 令和3年1月8日（金）から2月7日（日）までの対応方針

（1）区民施設の利用

①利用制限

施設の利用は定員の50%（半分）以下とし、原則20時までの利用とする。

②還付

利用自粛等に伴うキャンセルについては、すべての利用時間帯において、事前に申し出があった場合に限り、全額還付する。なお、利用した場合、利用時間短縮に伴う使用料減額は行わない。

③新規利用

期間中の利用日については、新規受付を中止する。ただし、抽選会については感染対策を講じた上で実施できるものとする。

※元気ぴらざ(プール)及び新町コミュニティアリーナについては、(2) 体育施設と同様の扱いとする。

（2）体育施設の利用

①利用自粛等に伴うキャンセルによる使用料の取扱い

すべての利用時間帯において、キャンセルの申し出があった場合、使用料は全額振替又は還付とする。

②団体貸切の取扱い

ア) 既予約分

- ・ 感染防止対策の徹底及び20時までを条件として利用可とする（着替え等を含めて20時までに退館・退場する）。
- ・ 利用した場合、使用料は条例施行規則に基づき全額徴収とし、利用時間短縮に伴う使用料減額は行わない。

イ) 新規受付

- ・ すべての利用時間帯において、受付を中止する。

③個人利用の取扱い

ア) 20時以降を含む利用時間帯の一般公開及び指導公開

- ・ 中止とする。

イ) 公開日としての利用時間帯設定がない3体育館トレーニングルーム・弓道場、赤羽スポーツの森公園競技場ランニングステーション及び十条台小学校温水プール

- ・ 感染防止対策の徹底20時までを条件として利用可とする（着替え等を含めて20時までに退館・退場する）。

令和3年1月8日
土木部道路公園課

区立公園における公園施設の利用休止について

新型コロナウイルス感染症（COVID 19）の更なる感染拡大防止のため、以下のとおり対応することといたします。

1. 休止施設（令和3年1月12日～2月7日まで）

- ①荒川岩淵関緑地バーベキュー場
- ②赤羽自然観察公園の炊事棟
- ③名主の滝公園の茶室

※その他の施設や利用について、感染拡大状況に応じて、休止する場合がございます。

※期間については、緊急事態宣言の期間に応じて延長いたします。

2. その他

区HPやSNSを通じて、利用休止を周知してまいります。

北区教育委員会からの重要なお知らせとお願い

令和3年1月8日

北区立幼稚園・認定こども園、小・中学校に
お子様を通わせている保護者の皆様

北区教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について（お願い）

1月7日に、国は一都三県を対象に緊急事態宣言を発出し、東京都は緊急事態措置として「人の流れを止めること」を目的に、国や区市町村とも協力を図りながら、都民に対する不要不急の外出自粛や、事業者に対する営業時間短縮、イベント等の開催制限など、実効性のある対策を講じることとしました。学校については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしています。

北区教育委員会といたしましては、以下のとおり対応いたしますので、各家庭において、ご理解とご協力の程よろしくお願ひします。

なお、北区教育委員会のホームページにも同様の内容を掲載します。

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続します。特別支援教室巡回指導、通級指導も感染防止対策を徹底しながら実施します。

2 学校・園における幼児・児童・生徒に対する指導

以下のとおり、学校・園において指導を行います。

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
（登校・登園前に検温、学校・園で確認の徹底）
- 教室等における密集の回避（幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後の速やかな下校・降園

(2) 教育活動について

- 感染対策を徹底しても飛沫感染の可能性が高い活動については自粛します。

(3) 中学校の部活動について

- 緊急事態宣言が解除されるまで、平日のみ実施可とします。
- 飛沫感染が生じない活動方法により行います。※例）個人練習、身体接触をしない。
- 大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施については中止します。

(4) 校内・園内の行事等について

- 緊急事態宣言が解除されるまで、幼児・児童・生徒が学年を超えて屋内に一堂に集まって行う行事等は自粛します。

(5) 校外学習について

- 緊急事態宣言の解除まで公共交通機関を利用した校外学習は中止又は延期します。
※移動手段が貸し切りの場合は、受け入れ先に確認の上、実施します。

(6) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用します。
- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしません。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしません。

(7) 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は速やかに下校・降園します。

3 家庭における感染症対策のお願い

各家庭においては、以下のとおり感染症予防策の徹底をご協力願います。

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日からの三連休もステイホームする。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 学童クラブ及び放課後子ども教室について

(1) 学童クラブ

- 一層の感染対策を図りながら運営を継続します。

(2) 放課後子ども教室

- 一層の感染対策を図りながら活動を継続します。
- ご利用については各ご家庭でご検討ください。また、ご利用される場合も、早めの帰宅にご協力ください。
- 感染拡大防止の観点から実施を休止する場合があります。

5 問い合わせについて

〔教育活動に関すること〕

教育振興部教育指導課指導係 03-3908-9287

〔保健、給食に関すること〕

教育振興部学校支援課保健給食係 03-3908-9295

〔家庭学習支援（オンライン学習）に関すること〕

教育振興部教育政策課 03-3908-9279

〔体育館・校庭の地域開放、学校公開講座に関すること〕

教育振興部生涯学習・学校地域連携課 03-3908-9323

〔特別支援学級、巡回指導、通級指導、適応指導教室に関すること〕

教育総合相談センター 03-3908-1326

〔学童クラブ、放課後子ども教室に関すること〕

子ども未来部子どもわくわく課 03-3908-9361

令和3年1月8日

保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局子ども未来部
保育課長 土屋修二

緊急事態宣言発出に伴う保育園の対応について

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

首都圏の感染拡大を防止するため、国から緊急事態宣言が発出されました。今回の緊急事態宣言では、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く、感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針が示されました。保育園については感染防止策を徹底しつつ、原則開所する方針が示されました。

保育園は、密閉・密集・密接の3密を完全に防ぐことは難しい施設ですが、より一層の感染予防に取り組み、通常どおり運営いたします。なお、ご家庭におかれましても感染予防に取り組み、保育園利用時間の短縮にご協力いただくなど、保育園の継続的な開園にご理解をお願いいたします。

今後の感染状況や国・東京都の動向により、下記の対応に変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 登園にあたってのお願い

- ① 送迎時、保護者の方はマスクの着用をお願いいたします。また、児童にマスクを着用させて登園した場合でも、お昼寝や外遊びの際など、窒息等のリスクが高まる場合には、マスクを外して保育します。
- ② 児童及び保護者の方は、必ず検温をしてください。発熱時（解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでを含む）の登園・送迎は自粛してください。
- ③ 保育園利用時間の短縮や混雑時間帯を避けた送迎に、可能な範囲でご協力ください。
- ④ 児童及びご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患・濃厚接触者と特定された場合及び PCR 検査等を受診した場合は、保育園にご連絡ください。

2 保育園の運営に関するお願い

緊急事態宣言中の保育園の運営につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防を徹底し、臨時休園を回避するため、保育園への立ち入り（送迎を除く）等の制限を行います。以下の事業につきましては、事業の見直し、延期、中止を行う場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・保護者会、保育参観、個人面談、保護者参加のイベント など

- 3 月に1日も登園がなかった場合の取り扱いについて
月に1日も登園がなくても、当面の間は退園といたしません。

【お問合せ先】

区立保育園に関すること	保育課保育運営係	03-3908-9127
私立保育園に関すること	保育課私立保育園係	03-3908-1333
入園や保育料に関すること	保育課入園相談係	03-3908-9129

事務連絡
令和3年1月8日

各介護保険サービス等事業所
管理者様

東京都北区健康福祉部長
峯崎優二

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び
「緊急事態措置」に係る介護サービス等事業所の運営に対する区の考え方について

新型コロナウイルスに関連する感染症の感染予防及び感染拡大防止対策について、特段のご配慮をいただき、ありがとうございます。

さて、令和3年1月7日、再び、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、東京都からは「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」（以下「緊急事態宣言措置」という。）が示されることとなります。

このことについて、区では下記のとおり、関連する取扱指針をお示しいたします。

貴事業所においては、緊急事態宣言の趣旨と併せて参考にいただき、適切な対応をお願いいたします。

なお、本指針については、緊急事態宣言において定められた期間（1か月以上と想定）に限り適用可能とする、特例的な考え方であることを申し添えます。

記

1：基本的な考え方

各事業所等が提供している各種サービスは、利用者の方々やその家族の、自立した豊かな生活を継続しその質を維持するために必要不可欠なものです。

令和2年4月に緊急事態宣言が発出された際と異なり、的確な対策をとれる状況であることから、サービスの一律停止や休業等は避け、引き続き、十分な感染防止対策と感染拡大防止策を前提に、利用者に対し必要な援助をご提供いただきますようお願いいたします。

2：事業所としての取組みについて

既に、各事業所におかれましては、利用者だけでなく従事者の皆さまの感染防止や事業所内部での感染拡大防止の徹底のため、粉骨砕身していただいていることと存じます。

そのため、区内介護事業所における感染例は30例程度にとどまっています。感謝申し上げます。

しかし、現在の東京都内の感染状況は極めて深刻な状況であり、感染リスクは極めて高い状況と言わざるを得ません。

改めて、基本的な対応方法と事例発生時の初動体制をご確認いただきますようお願いいたします。

(1) チェックリストを活用した対策の確認

新型コロナウイルスの感染防止策・感染拡大防止策について、確実に防げる方法は依然としてありません。また、過剰な対応をしてしまうと、過度な負担を強いてしまう場合があります。

区を含め、関係機関でチェックリストを作成しておりますので、ご活用いただき、対策の実施状況をご確認ください。

- 北区版（訪問・通所・施設）：ケア倶楽部「感染対策チェックリスト」参照
- 東京都医師会（訪問・通所・施設）
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/korona_uirusu_yobou.html
- 日本環境感染学会
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/innai-shisetsunai_checklist.xlsx
- 全国老人福祉施設協議会
<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-single-entry&type=contents&spot=325685>

(2) 対応マニュアルの確認

厚生労働省等から、動画によるマニュアルが公開されています。

多くの感染者が発生している現在の状況を踏まえ、改めて確認いただき、従事される皆様の安全を確保していただきますよう、お願いいたします。

- 感染対策の手引き（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>
- 感染対策動画まとめ（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html
- 日本環境感染学会
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328

(3) 休暇制度の確保

従事者が発熱や倦怠感等を発症したまま従事してしまうと、利用者はもとより、従事者間の感染拡大を招いてしまいます。

感染拡大を防ぐためには、なるべく早い段階で対応を始めることが重要です。

従事者やその家族が体調不良を訴えた際に、簡易に休暇を取得できるような制度の設置と環境づくりをお願いいたします。

(4) 従事者及び家族の意識変容にむけた取組の実施

介護従事者の皆さまが、業務中に努力を重ねても、業務時間外やそのご家族の行動により、感染リスクは高まってしまいます。

重症化のリスクが極めて高い介護施設だけでなく、在宅サービスの事業所においても、感染者は急速に拡大してしまいます。

従事者やそのご家族にもご協力いただき、日頃の生活における「5つの場面」や「3密」を回避する行動を取っていただきますよう、周知・徹底をお願いいたします。

また、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身につけ、行動することも重要です。科学的な根拠に乏しい情報に惑わされず、適切な情報収集を行ってください。

※北区では、介護従事者のご家族向けのリーフレットを作成しております。

配付希望がある場合は、ご連絡ください。

○東京都の情報

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/korona_uirusu_yobou.html

○厚生労働省の情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルス感染症の“いま についての 10 の 知識（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000712224.pdf>

(5) 連絡体制の確認

感染拡大を防ぐためには、従事者やその家族、利用者やその家族等から、PCR 検査受検の連絡を受けた場合、どこにどのように連絡・相談をするか、誰が対応すべきかなどをあらかじめ決めた上で、適切に対応することが重要です。

連絡先をご確認いただくとともに、従事者への周知・徹底をお願いいたします。

※感染者が発生した場合の「濃厚接触者の指定」は北区保健所の医師しか実施できません。下記へご相談ください。

＜平日9時～17時＞

北区保健所：03-3919-4500

＜平日17時～翌9時・土日祝日（全日）＞

東京都発熱相談センター：03-5320-4592

※発生状況に応じた支援（各種連携・対応助言・衛生物品等の手配など）は、介護保険課が実施します。

新型コロナウイルス関連で、困ったこと、不安なことなどありましたら、下記へご相談ください。

＜平日9時～17時＞

北区介護保険課：03-3908-1286・1119

＜上記以外＞

介護保険課コロナ対策担当が受け付けます。

1月 9日～11日：080-1108-9637

16日～17日：090-3094-2901

23日～24日：090-3094-2901

30日～31日：090-3094-2901

2月 6日～ 7日：090-3094-2901

上記以外の日程は、今後調整の上、お知らせいたします。

3：サービス種別ごとの取扱いについて

★重要★

報酬算定や人員基準等の特例的な取扱いについては、引き続き適用可能です。
感染状況等を踏まえ、適切な対策を講じながら、従来と同様にサービス提供をお願いいたします。

※手続き共通※

各種特例の手続きをとる場合、必ず、利用者に料金変更も含めて同意をとっていただくとともに、ケアマネジャーとも連携をとってください。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、利用者本人が濃厚接触者の指定を受けた場合や、その家族が陽性者となり自宅療養を行う場合であっても、必要に応じてサービスを提供していただく必要があります。

他方で、従事される方の感染防止はもとより、心理的なストレスの軽減も重要な取組となります。

については、以下に留意して対応をお願いいたします。

★濃厚接触者や陽性者、PCR 検査受検直後で結果が出るまでの間などは、防護服等の個人用防護具を着用のうえ、滞在時間や接触時間を減らす工夫をお願いいたします。

★濃厚接触者や感染者等への対応が必要になった場合で、事業所における個人用防護具等の衛生物品が不足している場合には、介護保険課から支給いたします。申請書等をご提出ください。

(関連情報：11月17日付ケア倶楽部「【新型コロナ】衛生物品の配付について」)

(2) 通所系サービス

送迎やリハビリテーションなど、利用者と接する時間が長時間になりがちなサービスですので、引き続き、感染拡大防止策に留意しながら提供を続けていただきますようお願いいたします。

(3) 短期入所系サービス

利用者の身体状況や生活状況などについて、必要に応じて、積極的に「新規入所者等へのPCR検査事業」等を活用しながら、「持ち込まない」対策を徹底した受け入れをお願いいたします。

(4) 居宅介護支援・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

各取扱いを含め、利用者の生命・健康の維持のため、緊急性・切迫性・一時性等の理由で、通常とは異なる柔軟な取り扱いをした場合には、必ず記録に残してください。

特に、利用者やその家族が濃厚接触者・感染者となった場合には、情報集約及び代替サービスの検討などをお願いいたします。

(5) 施設系サービス

各施設においては、施設内へ「持ち込まない」「拡げない」対策が重要です。

引き続き、感染防止対策の徹底を図っていただくとともに、新規入所者については、必要に応じて「新規入所者等へのPCR検査事業」等を積極的にご活用いただき、「持ち込まない」対策の徹底をお願いいたします。

(6) 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス）

引き続き、感染拡大防止策に留意しながら、サービス提供を続けていただきますようお願いいたします。

利用者や家族の感染等にともない、介護予防サービス・支援計画の見直しが必要な場合は、ケアマネジャーから、管轄の高齢者あんしんセンターへ相談・連絡するようお願いいたします。

(7) その他のサービス

上記(1)～(6)のサービス以外についても、引き続き各種通知に基づいた特例措置を含めた柔軟な対応のご検討をお願いいたします。

3：財務上の支援

新型コロナウイルスに関連する感染症の感染拡大により影響を受けた事業者に対し、優遇融資や経営の相談等の事業がありますので、ご活用ください。

○北区

<https://www.city.kita.tokyo.jp/hokenyobo/koronajigyosya.html>

○東京都

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/korona-hozyokin.html

問い合わせ先

東京都北区健康福祉部

介護保険課給付調整係

電話：03-3908-1119

FAX：03-3908-9257

事務連絡
令和3年1月12日

各障害福祉サービス等事業所管理者 様

東京都北区健康福祉部長
峯崎優二

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び「緊急事態措置」に係る障害福祉サービス等事業所の運営に対する区の考え方等について

日頃より、北区の障害福祉施策にご理解とご協力を賜るとともに、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、各事業所において感染予防の徹底にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年1月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」（令和3年1月8日～2月7日）が発令され、東京都においても、「緊急事態措置」が発令されました。

障害福祉サービス等の事業所は、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものです。そのため、区内の障害福祉サービス等事業所におかれましては、下記の区の考え方に基づき、適切な感染防止対策を徹底した上で、支援が必要な利用者に対するサービスを提供いただくようお願いいたします。

記

1 区立施設及び区委託事業の運営に対する考え方

生活介護、就労継続支援B型、グループホーム等の区立障害者施設（指定管理者施設を含む）及び区が実施している委託事業については、原則として、十分な感染防止対策を講じた上で、運営を継続いたします。（ただし、事業内容の変更の可能性あり）

なお、当該施設の利用者及び職員等に新型コロナウイルス感染症に感染した者及び感染が疑われる者が発生した場合等は、保健所の指示に従い、施設の利用制限（自粛要請、利用停止、休業、規模縮小等）を実施する場合があります。

2 民間事業者の運営に対する考え方

民間事業所の運営については、各民間事業者の判断となりますが、当該事業所の利用者及び家族の健康及び生活維持を鑑み、十分な感染防止対策を講じた上で、可能な限り運営の継続に努めていただくようお願いいたします。

なお、当該事業所の利用者及び職員等に新型コロナウイルス感染症に感染した者及び感染が疑われる者が発生した場合等は、保健所の指示に従い、事業所の利用制限（自粛要請、利用停止、休業、規模縮小等）の実施をお願いいたします。

3 衛生物品等の提供について

新型コロナウイルス感染症に感染した者又は感染が疑われる者が発生した場合等で、事業所における個人用防護服、N95マスク、靴カバー等が、必要の場合は、障害福祉課から在庫状況に応じて支給いたします。

4 その他

令和3年1月8日付にて、東京都福祉保健局障害者施策推進部長から「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所・施設の対応について」の通知を参照し、最新の情報を確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

北区健康福祉部障害福祉課

電話03(3908)9085

FAX03(3908)5344

北区立障害者福祉センター

電話03(3905)7111

FAX03(3905)7116